

# **浦安市における特別養護老人ホーム 入所者選定基準**

**浦安市**

**平成 30 年 4 月**

## <基本的な考え方>

### (1) 市民優先について

地域密着型特別養護老人ホームの対象は市民のみ。広域型特別養護老人ホームについては、現在、市内に多くの入所希望者がいることから、原則として市民優先とする。なお、市民の入所希望者がいない場合はこの限りではない。

### (2) 入所者の選定について

浦安市における特別養護老人ホーム入所に関する指針に基づき、入所検討委員会において入所待機順位を決定する。評価については客観性、公平性を保つため点数化する。

### (3) 入所者選定基準の見直しについて

必要に応じ適宜見直しを行う。

### (4) その他

- ・各項目の最高点合計で100点満点とする。
- ・入所検討委員会にて審議により順位を決定する。合計点数が同点となった場合には申し込み順、本市在住期間等を総合的に勘案して施設が順位を決定する。

### (5) 特別な理由による入所

- ・次に掲げる場合には、入所検討委員会の審議によらず、施設長の判断により入所を決定することができる。

- (1) 老人福祉法に定める措置委託による場合
- (2) 災害等により入所検討委員会を招集する余裕がないとき
- (3) 介護者の介護放棄、介護者の緊急入院等の非常の場合

## 浦安市における特別養護老人ホーム入所者選定基準

別表1

## 1 【介護の必要の程度】（45点）

要介護度	5	4	3	2	1
配点	45	40	35	20	15

## 2 【認知症高齢者の行動・心理症状について】（10点）

番号	項目	ほぼ毎日ある	週に1回程度ある
1	徘徊	1	0.5
2	妄想	1	0.5
3	異食、過食	1	0.5
4	収集癖	1	0.5
5	不潔行動	1	0.5
6	暴言、暴行	1	0.5
7	昼夜逆転	1	0.5
8	介護拒否	1	0.5
9	同じ話の繰り返し	1	0.5
10	その他（火の不始末、自殺企図等）	1	0.5

## 3 【在宅介護の困難性】（40点）

項目	在宅介護の困難性	点数
1 単身世帯で介護する人がいない		40
2 主たる介護者が後期高齢者（75歳以上）のみ世帯に属し、かつ、障がい又は疾病のため介護が困難		35
3 主たる介護者が高齢者（65歳以上）でかつ、障がい又は疾病のため介護が困難		30
4 単身世帯で別居親族、近隣者等が介護		30
5 主たる介護者が生計中心者として就労しているため、介護が困難		30
6 主たる介護者が障がい、疾病のため介護が困難		25
7 主たる介護者が育児、家族の介護、または就労しているため介護が困難		25
8 主たる介護者が求職活動中もしくは就労しなければ生活困窮に陥る恐れがある		25
9 主たる介護者が65歳以上		20
10 特別養護老人ホーム以外の施設に入所しており、在宅生活が困難（ただし、退所しなければならないやむを得ない事由がある場合は項目1～9にて判断）		15
11 いずれにも該当しない		10

## 4 【特別な事由】（5点）

上記1～3では評価できない配慮るべき個別の事情がある場合	5
------------------------------	---

- ※ 上記の判断については、生活の実態に即した判断を行う
- ※ 3【在宅介護の困難性】について、複数該当する場合には点数の高い方を採用
- ※ すでに特別養護老人ホーム入所中の場合は、3【在宅介護の困難性】について配点しない
- ※ 同点の場合は、申込み順、浦安市在住期間等を総合的に勘案して施設が順位を決定する

## 別表 2

### ＜基準の定義＞

#### 1 【介護の必要の程度】（45点）

要介護度1から5の区分により配点。

#### 2 【認知症高齢者の行動・心理症状について】（10点）

認知症の行動・心理症状について、申込者の申出及び施設職員の聞き取りによって総合的に判断する。

#### 3 【在宅介護の困難性】（40点）

在宅介護の困難性について、本人の状況及び主たる介護者の状況により判断する。

（1）単身世帯とは生活実態に即して判断する。

（2）主たる介護者が障がいのため介護が困難

→身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療対象者でその障がいの程度を理由にして介護が困難な場合。

（3）主たる介護者が疾病のため介護が困難

→通院加療を必要とし、その症状を理由に介護が困難な場合。

（4）主たる介護者が育児のため介護が困難

→小学生以下の児童を養育している場合。

（5）主たる介護者が就労しているため介護が困難

→正規雇用、非正規雇用は問わない。その就労時間、環境のために介

護が困難な場合。

(6) 主たる介護者が求職活動中

→ハローワークにて求職活動している等、求職活動の客觀性が確認できるほうが望ましい。

(7) 主たる介護者が就労しなければ生活困窮に陥る恐れがある

→生活困窮者自立支援制度利用者等。

(8) 特別養護老人ホーム以外の施設

→有料老人ホーム、グループホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、介護療養型施設等。

(9) すでに特別養護老人ホーム入所中の場合は配点しない。

(10) 退所しなければならないやむを得ない事由

→ADLの低下、本人及び家族の経済状況の激変等により当該施設の入所継続が困難な場合等。

(11) 在宅介護の困難性について、複数該当する場合には点数の高い項目を選択する。

#### 4 【特別な事由】 (5点)

上記1～3では評価できない配慮すべき個別の事情がある場合、入所検討委員会にて審査する。